

制度検討作業部会が検討する各市場等の制度設計に係る
意見募集のご案内について(案)

2017年12月
資源エネルギー庁

制度検討作業部会(TF)の議論を進めるにあたっては、電力システム改革の目的の達成のために、各制度の実効性を高める観点とともに、実務的な観点を十分に踏まえた検討を行うことが必要不可欠です。

平成29年3月に事業者をはじめとする関係者の皆様から広く意見募集を行いながら、TFにおける検討を進めてきたところですが、TFでの議論内容について8月に第1次の中間論点整理と、12月に第2次の中間論点を行いました。さらに8月に既存契約見直し指針について公表するとともに、非化石価値取引市場についても議論を行い、初回の取引に向けた検討を行いました。

各市場等の制度設計について、実務的な観点を踏まえて更に検討を進めていくため、改めて事業者をはじめとする関係者から広く意見を募集します。

1. 意見募集対象

①ベースロード電源市場、②間接オークション・間接送電権、③容量市場、④需給調整市場、⑤非化石価値取引市場、⑥既存契約見直し指針、インバランス制度等の関連する制度

2. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

平成29年12月26日(火)～平成30年1月26日(金)

3. 意見提出先・提出方法

意見提出用紙の様式に沿って、御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：iken_tf@meti.go.jp

(電子メールの件名を「電気事業関連制度に対する意見」として下さい。)

4. その他

- 皆様から頂いた御意見につきましては、今後の議論の参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。
- 頂いたご意見は、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを予めご承知おき下さい。ただし、御意見中

に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

- 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合や、今後個別にヒアリングを実施する場合等の連絡・確認といった、意見募集及びヒアリングに関する業務にのみ利用させていただきます。
- これまでの作業部会等での議論については、以下のページをご参照ください。

◎制度検討作業部会(TF)

http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/21.html

◎中間論点整理(第2次)(近日中掲載予定)

◎中間論点整理(第1次)(平成29年8月)

http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20170828001_1.pdf

◎非化石価値取引市場について(近日中掲載予定)

◎既存契約見直し指針(平成29年8月)

http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20170828001_2.pdf

(参考)

◎電力・ガス基本政策小委員会

http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/21.html

◎電力システム改革貫徹のための政策小委員会

http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/18.html

※ 本意見募集は、制度検討作業部会(TF)の議論を行う過程で行うものであるため、行政手続法に基づくパブリックコメントとは異なり、今後整備される市場等の直接の当事者となる事業者をはじめとした関係者に対して、実施するものです。

(本資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力基盤整備課

担当者：田中、原、飯村

電話：03-3501-1511 (内線 4761)

03-3501-1749 (直通)

03-3580-8485 (FAX)

制度検討作業部会（TF）が検討する各市場等の制度設計に対する意見

対象施策(※1)	
該当ページ(※2)	
意見内容	
理由	
氏名	
住所	
電話番号	
FAX番号	

(※1) 以下から選択。

- ①ベースロード電源市場、②間接オークション・間接送電権、③容量市場、④需給調整市場、⑤非化石価値取引市場、⑥既存契約見直し指針、インバランス制度等の関連する制度

(※2) 関係部分がある場合。

<注意事項>

本意見募集は、制度検討作業部会（TF）の議論を行う過程で行うものであるため、行政手続法に基づくパブリックコメントとは異なり、今後整備される市場等の直接の当事者となる事業者をはじめとした関係者に対して、実施するものです。